

2012 年度政務調査費の使途内容の概要と特徴について

2013 年 6 月 10 日 日本共産党福岡市議団

(1) 日本共産党市議団の 2012 年度 (2012 年 4 月～2013 年 3 月) 政務調査費の交付額は 2,100 万円でした (月額 35 万円×5 人×12 ヶ月)。このうち 18,837,158 円を使用し、残りの 2,163,523 円 (預金利息 681 円を含む。全体の 10.3%) を福岡市に返納しました。支出の項目ごとの金額と構成比は下記の通りです。

| | | |
|--------|--------------|-------|
| 資料作成費 | 712,178 円 | 3.4% |
| 資料購入費 | 1,044,076 円 | 5.0% |
| 研究研修費 | 102,780 円 | 0.5% |
| 広報広聴費 | 10,096,173 円 | 48.1% |
| 補助員雇用費 | 4,139,878 円 | 19.7% |
| 調査旅費 | 257,578 円 | 1.2% |
| 事務所費 | 0 円 | 0.0% |
| 諸事務費 | 2,453,615 円 | 11.7% |
| その他 | 30,880 円 | 0.1% |
| 合計 | 18,837,158 円 | |

(2) 政務調査費の使途内容の特徴は次の通りです。

全体の約 5 割を充てた「広報広聴費」は、市議団が議会ごとに発行する「市議会ニュース」など広報物の作成費、市政報告冊子の印刷製本代、広報物の配付費、ホームページ更新料、市政懇談会・報告会の経費などです。市議会ニュースなど広報物は、人工島事業、行革プラン、少年科学文化会館移転問題など市政の重要問題や、定例議会でも市議が行った質問と当局答弁の内容について掲載したもので、年間で合計 21 種類を作成・発行し、各戸配布や街頭配布、新聞折り込み、郵送によって市民にお届けしました。議会論戦や市政の焦点について市民に広く知らせるとともに、市政・市議会に対する市民の要望、意見をお聞きすることは市議の政務調査活動の中心をなすものです。わが党市議団はこの広報広聴にとくに力を入れてきましたが、そのことが 2012 年度政務調査費の使途にも現われています。

「補助員雇用費」は、市議の調査研究活動・広報広聴活動を補助する業務に従事する専任の事務局員 (政務調査補助員、議員控室に常勤) を 2 名雇用したことに伴う人件費 (給与、社会保険料等) です。ただし、「調査研究補助以外の業務にも併せて従事させる場合は、従事時間などの合理的な基準で経費を按分する必要があります」(政務調査費の手引き) との福岡市議会の規定に従い、人件費を 2 分の 1 に按分して計上しました。

「資料購入費」や「諸事務費」は、市議の調査研究・広報広聴活動に必要な書籍、資料、新聞、文具、備品などの購入費や、通信費などです。「研究研修費」は、教育問題や地域主権改革などの調査研究と政務調査活動のあり方検討を行った 1 泊 2 日の研修会の実施経費 (会議室代、宿泊料など規定の範囲内) などです。「調査旅費」は、市政調査・市政報告に係る市内交通費の経費の他、いじめ・体罰問題、非婚母子家庭支援、首都機能バックアップ、原発問題、原発事故子ども被災者支援法、エネルギー問題、震災がれき問題等について関係省庁聞き取り調査を行った市議に同行した事務局員の出張経費です。なお「事務所費」は 0 円ですが、これは市議の地元事務所の経費を政務調査費から支出していないためです。

(3) 日本共産党市議団は、福岡市政務調査費の交付に関する条例及び規程、使途基準、「政務調査費の手引き」に従って政務調査費を支出し、領収書等証拠書類や帳簿を適正に作成、提出し、保管してきました。2013 年度から条例と基準、手引きが改定され「政務活動費」となりましたが、わが党が 3 月の市議会での反対討論で述べた通り、市民に意見を聞くこともなく議会が勝手に使途基準を拡大するものです。政務活動費が無駄づかいされることなく、議員の調査研究・広報広聴活動を保障し、議会のチェック機能をいっそう強化するために活かされ、市民にしっかりと還元されるよう、わが党は使途基準の厳格化を要求していきます。また、自らの政務活動費について引き続き適正かつ有効な使用に努めていきます。

以上